

## ○石川県警察職場実習及び実戦実習実施要領の全部改正について

平成29年3月14日

人育甲達第40号、務甲達第21号

生企甲達第28号、地甲達第22号

刑企甲達第26号、交企甲達第19号

公甲達第14号、学甲達第5号

警察本部長から部課署長あて

対号 平成27年8月5日付け人育甲達第130号、務甲達第59号、生企甲達第87号、地甲達第66号、刑企甲達第87号、交企甲達第64号、公甲達第55号、学甲達第17号「石川県警察職場実習及び実戦実習実施要領の制定について（通達）」

採用時教養期間中の実習については、これまで対号に基づき実施してきたところであるが、この度、初任総合検討会について見直しを行い、別添のとおり「石川県警察職場実習及び実戦実習実施要領」を改正し、平成29年度に採用された警察官から実施することとしたので、効率的かつ効果的な教養の推進に配慮されたい。

なお、対号については平成28年度に採用された警察官に対する採用時教養が修了する平成30年1月末日をもって廃止する。

### 別添

#### 石川県警察職場実習及び実戦実習実施要領

#### 第1 実習の目的

##### 1 職場実習の目的

職場実習は、初任科の課程を修了した者を対象に、実習指導員の指導の下に、現場実習及び勤務体験等の方法を通じて、地域警察官として必要な知識・技能を修得させることを目的とする。

##### 2 実戦実習の目的

実戦実習は、採用時教養修了時における本格的実務に向け、独立性の強い勤務を通じた補強教養により、実務に習熟させ、採用時教養修了後の本格的実務への移行に対応し得るだけの能力を修得させることを目的とする。

## 第2 実習の期間

### 1 職場実習の期間

- (1) 初任科卒業から初任補修科入校までの間とし、長期課程、短期課程共に3か月とする。
- (2) 長期課程、短期課程共に、地域実習おおむね2か月、捜査実習おおむね1か月とし、地域実習、捜査実習の順に行うものとする。

### 2 実戦実習の期間

初任補修科の卒業から採用時教養修了までの間とし、長期課程5か月、短期課程4か月とする。

## 第3 実習生の所属等

実習生の所属は、原則として配置先警察署とし、実習期間中の居住先については、原則として待機宿舎又は独身寮とする。

## 第4 実習先

### 1 職場実習先

- (1) 職場実習先は、原則として、交番又は署所在地（以下「交番等」という。）及び刑事を担当する課（係）とする。
- (2) 職場実習先の交番等は、原則として、地域実習を通して同一とするが、交番等により、取扱事案の内容、件数等に極端な差異がある場合には、教養効果を上げるため、実習先を変更することができるものとする。

### 2 実戦実習先

- (1) 実戦実習先は、原則として、交番等とする。
- (2) 実戦実習先の交番等は、原則として、実戦実習期間を通して同一とするが、交番等により、取扱事案の内容、件数等に極端な差異がある場合には、教養効果を上げるため、交番等を変更することができるものとする。
- (3) 地域警察官としての実務能力を向上させるため、生活安全、交通及び警備の各部門における実習をそれぞれ1週間程度行わせ、必要に応じて、警ら用無線自動車勤務等を体験させ、また、一時的に刑事部門等において、実習を行わせることができるものとする。
- (4) 特に必要があると認める場合は、正規の勤務員（戒護員又は看守勤務員）の補助的な立場の者として、護送活動及び看守活動の実習を行わせることができるものとする。

この場合においては、護送活動及び看守活動の補助者として必要な教養を受講しており、補助者として必要な知識・技能を有していると認められた者を一時的に補助者として従事させるものとする。

ただし、実戦実習生をこれらの活動に従事させるに当たっては、交番等における地域警察活動を修得させることに支障を生じることがないように従事回数等について配慮すること。

## 第5 教養体制

### 1 教養担当者

配置先警察署長（以下「警察署長」という。）は、副署長を教養担当者に指定するものとする。

これは、実習が、地域部門だけでなく他の部門にも及ぶため、これらの各部門間の調整を図るとともに、公私両面にわたる教養体制の充実を図るためである。

したがって、教養担当者は、勤務面及び生活面に関する全般的な指導計画を策定し、教養指導者等を指揮するとともに、警察学校との連携を密にし、実習の効果的な推進を図るものとする。

### 2 教養指導者

- (1) 警察署長は、職場実習及び実戦実習に係る業務を担当する課の課長を教養指導者に指定するものとする。

また、実習期間中における私生活面の教養指導者には、原則として、警務課長を指定するものとする。

なお、必要に応じて、係長を教養指導者の補助者として指定し、運用することができるものとする。

- (2) 教養指導者は、実習指導員等を指揮し、職場実習及び実戦実習を計画的に推進するものとする。

なお、教養指導者以外の各級幹部は、職場実習及び実戦実習が円滑かつ効果的に行われるよう協力するものとする。

### 3 実習指導員

- (1) 警察署長は、原則として、実習先の交番等に勤務する地域系の警部補以下の階級の者から実習指導員を指定するものとする。

地域以外の部門での実習においては、当該業務を担当する係の警部補以下の階級の者から実習指導員を指定するものとする。

なお、必要に応じて、実習指導員を補佐する実習補助員を指定し、運用することができるものとする。

- (2) 実習指導員には、人格的に優れ、身近な先輩として指導力及び行動力を有し、かつ、勤務成績が優秀な者を指定するものとする。
- (3) 実習項目又は実習内容によって、他の者による指導の方がより効果的である場合には、実習指導員以外の者に指導させることができるものとする。

## 第6 実習記録表

- 1 実習においては、職場実習及び実戦実習を通じて、別表1「実習記録表」に掲げる職務について教養を行うものとする。

「実習記録表」は、警察署で勤務する地域警察官が標準的に体得しなければならない職務内容を体系的かつ段階的に整理したものであり、教養指導者等は、実習の効果を高めるため、実習生の能力、経験等を勘案しながら、効率的かつ主体的に経験、修得できるよう配慮するものとする。

- 2 実習指導員は、「実習記録表」を活用して実習状況を実習生とともに確認し、「実習記録表」のメモ欄に指導状況等を記載する。
- 3 教養指導者は、適宜、実習指導員に当該記録表を提出させ、実習状況を確認し、必要な指導等の管理・調整を行うものとする。

## 第7 職場実習実施要領

### 1 職場実習の指導形態

#### (1) 地域実習

マンツーマンの実習指導員による同行指導の下に、地域警察官として必要な知識・技能を修得させる。

#### (2) 捜査実習

原則としてマンツーマンの実習指導員による指導の下に、司法警察職員として必要とされる基本的な捜査実務に関する知識・技能を修得させる。

マンツーマンにより難しい特別の事情がある場合には、実習の効果を妨げない範囲内で一人の実習指導員が複数の実習生を担当することとして差し支えない。この場合も、教養担当者は、一部の実習指導員に過度な負担とならないよう配慮すること。

また、教養指導者は、真に効果が上がるよう業務全般を見据えた上、係間の連携に配慮するなど、その指導体制の確立を図るものとする。

なお、捜査実習については、実習生を同時に多数受け入れると実習効果が著しく低下する、また、刑事担当課（係）の業務に著しく支障が生じる場合は、複数のグループに分割するなどして実施することができるものとする。

## 2 実習の内容、方法等

### (1) 基礎教養

教養担当者は、職場実習の当初4日間は、別表2「基礎教養項目一覧」に掲げる管内情勢、拳銃の管理、交番勤務要領、留置管理業務、私生活の在り方等について、基礎的な教養を実施するものとする。

### (2) 職場実習日誌

職場実習（地域実習及び捜査実習）期間中、実習生は、別表3「職場実習日誌」を作成して、積極的に教養指導者又は実習指導員の指導を求めるものとする。

### (3) 地域実習

ア 地域実習においては、「実習記録表」の実習項目について、到達レベルに応じた段階的な教養を行うものとする。

イ 地域実習の期間中においては、特に、地域警察官として必要とされる基本的な捜査書類の作成能力を確実に修得させることとし、事後に行う捜査実習が効率的かつ効果的に推進できるよう配慮するものとする。

### (4) 捜査実習

ア 捜査実習においては、「実習記録表」の職務のうち、事件・事故捜査、被疑者の逮捕、捜査活動について、重点的に指導・教養するとともに、逮捕事案等の事件発生から送致までの一連の捜査手続きを見聞又は体験させるものとする。

イ 捜査実習においては、事件当直勤務を必須とし、当該勤務を通じて、数多くの事件・事故を体験させ、捜査部門における当直勤務の概要を理解させるとともに、その初動対応要領等を体験させるものとする。

## 3 職場実習修了時の措置

(1) 警察署長は、職場実習が修了したときは、別表4「職場実習結果報告書」を実習生及び各実習指導員に作成させ、速やかに警察学校長に送付するものとする。

- (2) 警察学校長は、警察署長から送付を受けた「職場実習結果報告書」の記載内容を勘案し、警察署が希望・必要とする教養を初任補修科の授業に反映させるものとする。

#### 4 実施上の留意事項

実習生が警察官としての職権を行使できることはもちろんであるが、現行犯人逮捕等目前急迫の事案発生の場合を除き、単独での職務執行は行わせないものとする。

### 第8 実戦実習実施要領

#### 1 実戦実習の指導形態

実習指導員による管理、指導の下、実習生の独力による地域勤務を行わせることとするが、必要によっては、マンツーマンによる同行指導を実施するなど、実習生個々の能力・修得状況、実習先の交番等の取扱業務及び実習内容等を総合的に勘案して、実態に即した弾力的な運用を図るものとする。

#### 2 実戦実習の内容、方法等

- (1) 実戦実習の進捗を把握し、教養効果を高めるため、職場実習中に使用していた「実習記録表」を引き続き活用した指導・教養を行うとともに、最終的には独力による職務執行ができるように努めるものとする。
- (2) 教養指導者等は、職場実習及び初任補修科における修得状況を踏まえ、実習生の能力、経験等を勘案しながら、「実習記録表」に掲げる職務について効率的かつ主体的に経験、修得できるよう配意するものとする。
- (3) 実戦実習中は、実習生に受持区を持たせることができるものとする。
- (4) 教養指導者等は、実習生の実務能力を向上させるため専務における実習を行うものとし、生活安全部門で行う実習は、別表5「実戦実習生活安全項目一覧」、交通部門で行う実習は、別表6「実戦実習交通項目一覧」、警備部門で行う実習は、別表7「実戦実習警備項目一覧」に掲げる項目について実習を行うものとする。

### 第9 初任総合検討会

#### 1 実施要領

- (1) 実戦実習修了時、警察署、警察学校等において、実習生の修得状況の確認、今後の指導方法等に関する検討会（以下「初任総合検討会」という。）を開催し、これをもって採用時教養を修了するものとする。
- (2) 初任総合検討会には、教養担当者、教養指導者、実習指導員及び実習生

を出席させるとともに、実情に応じて、警察学校の教官等が出席するものとする。

(3) 初任総合検討会においては、次のことを実施するものとする。

ア 座談会等を行い、実習生の修得状況を確認する。

イ 採用時教養修了証の交付等

警務部長名の採用時教養修了証を実戦実習生に交付し、採用時教養終了後の職責の自覚を促すことに努めるものとする。

2 実施結果の記録

初任総合検討会の実施結果については、別に定める様式に記録し、今後の指導等に活用するものとする。

第10 相互の連絡等

1 人材育成課長、警察署長及び警察学校長は、相互に緊密な連絡をとり、採用時教養を効果的かつ効率的に実施するよう配慮するものとする。

2 警察署長は、実習生が速やかに職場環境に適応し、落ち着いて職場実習が受けられるよう、特に受入体制に配慮するとともに、職場実習期間中、必要に応じて随時、警察学校の教官等を交えて、実習生及びその指導に携わる者による検討会を行うものとする。

3 警察学校長は、職場実習及び実戦実習期間中、必要に応じて随時、担任教官等に、警察署を巡回させ、教養指導者等との連携の下に実習生の指導を行わせるとともに、適宜、実習生を招致して検討会を行うものとする。

4 警察署長、人材育成課長、警察学校長等は相互に連携し、実習指導員（候補者を含む。）に対し、実習生の指導に必要な知識及び技能を修得させるための教養を実施するものとする。

第11 実習記録表等の管理保管

1 組織的管理

実習記録表、実習日誌、職場実習結果報告書等については、組織的に管理することとし、決して、個人保管することがないように配慮するものとする。

2 別表1「実習記録表」

警察署長は職場実習修了後、実習記録表を警察学校長に送付し、初任補修科の授業に反映させるものとし、初任補修教養修了時には警察署長へ返送する。

その後、「若手地域警察官育成プログラム」修了まで警察署において管理するものとする。

### 3 別表3「職場実習日誌」

職場実習日誌は、教養担当者に提出し、確認を受けた後、警察署において採用時教養修了後1年間保管するものとする。

### 4 別表4「職場実習結果報告書」

警察署長は職場実習修了後、職場実習結果報告書を警察学校長に送付し、初任補修科の授業に反映させるものとし、初任補修教養修了時には、警察署長へ返送する。その後、警察署において採用時教養修了から1年間保管するものとする。

## 第12 その他

1 教養担当者及び教養指導者は、職場環境や生活環境が大きく変化する採用時教養期間中の実習生の身上把握に特に留意し、実習指導員等から実習生の勤務及び生活状況を聴取するなどして、実習期間中の事故防止等に努めるものとする。

2 警察署長は、実習期間中において、余暇を利用した運動トレーニングの実施等により体力の維持、向上に努めさせるとともに、運動習慣を身につけさせること。

また、柔道、剣道、逮捕術等の各種術科訓練についても、実習に支障を及ぼさない範囲において、努めて参加させるよう配慮するものとする。

3 この要領により難い特別の事情が認められる所属にあつては、あらかじめ人材育成課の了解を得るものとする。

(別表は省略)